

4月から
介護保険制度が
変わります

第3期三鷹市介護保険事業計画素案の概要

～もっと予防重視・地域密着型の介護保険をめざして～

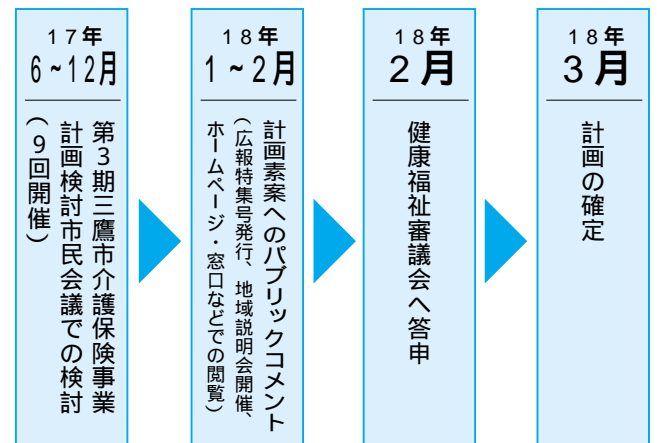
市ではこのたび、介護保険事業の第3期計画素案を作成しました。この計画は、介護保険法に基づき3年ごとに策定を義務付けられているもので、今回の計画期間は平成18～20年度の3年間です。

介護保険制度は、保険料と公費(税金)によって支えられています。施行から5年が経過しますが、介護保険制度利用者の伸びに伴い、給付費用は年々増加し、三鷹市でも、平成16年度の給付費用が平成12年度と比較して2倍近くに達しています。

今回の計画はこうした状況や国の制度改正を踏まえるもので、介護サービスの見込量や必要な介護サービスを確保するための方策を定め、元気なうちの介護予防重視型のシステムへの転換を図っていきます。具体的には、住み慣れた地域で必要な介護サービスが受けられることができるように「日常生活圏域」での「地域密着型サービス」をはじめとしたサービスの基盤整備を行います。また、地域の高齢者へ必要な援助、支援を担う中核機関として「地域包括支援センター」の創設をします。

⇒高齢者支援室 ☎45-1151内線2684

介護保険事業計画策定までのスケジュール



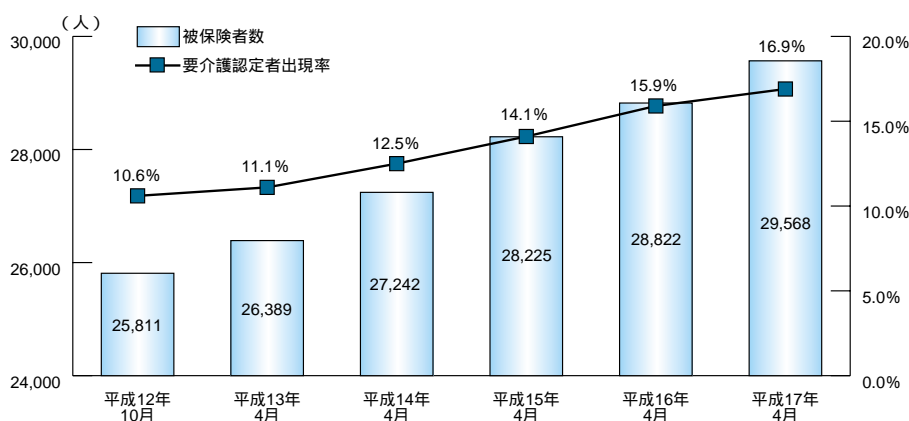
介護予防を重視したサービスで、高齢者の自立を支援します

生活機能が低下し、介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に「介護予防サービス(地域支援事業)」、軽度の要介護者を対象に要介護状態をできる限り予防し、状態が悪化しないように「新予防給付」を実施します。

介護予防サービスの対象者の把握は、基本健康診査時などに独自の介護予防チェックリストを使用し、生活機能が低下し、要支援・要介護となるおそれのある虚弱高齢者の方を把握します。

介護認定審査会で、現行の要介護状態区分審査に加え、高齢者の状態の維持・改善の可能性の観点から踏まえた基準に基づき審査し「新予防給付」の対象者を決定します。

被保険者数と要介護認定率の推移



平成12年と17年を比較すると、2,260人の要介護認定者数が増えています。

介護予防のための主な事業

介護予防サービス(地域支援事業)

65歳以上の高齢者を対象に、健康教育や健康相談など介護予防の普及啓発的な事業を実施します。

虚弱高齢者を対象に、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防・支援」「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」を目的とした転倒予防教室や筋力アップ支援教室などの事業を実施します。

新予防給付

軽度者(要支援1・2)を対象に、従来のサービスを見直し、新しいサービスである「介護予防給付」を行い介護状態の重度化を防止します。

介護予防ケアマネジメントの確立

「地域支援事業」および「新予防給付」対象者の介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアプランの作成等)を新たに設置する地域包括支援センターで行い、一貫性・連続性のある介護予防サービスを提供します。

情報の公開を義務化して、サービスの質の確保・向上を図ります

利用者が適切に介護サービスを選択することができるように、介護サービス事業者に対するサービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務付けられました。市は、提供される介護サービスの質の確保・向上を図るため三鷹市介護保険事業者連絡協議会への支援や福祉サービス第三者評価の受審を促します。また、市のホームページなどを活用し、情報の公開を推進します。

介護サービス事業者情報提供システム



三鷹市ホームページの公開画面

権利擁護・虐待防止の推進を図ります

地域包括支援センターおよび「権利擁護センターみたか」を中心として成年後見制度の利用促進や地域福祉権利擁護事業を活用しやすい制度にするために、長期にわたって援助が必要な方を支援する仕組みづくりを行います。

高齢者虐待の防止に関する普及・啓発活動を促進します。また、高齢者虐待予防・対応マニュアル(平成16年度作成)を活用し、高齢者の方への虐待を発見した市民や事業者の方が速やかに相談・対応できる相談体制を整備します。

また、家族介護教室、家族介護者交流事業などで、家族の方々への支援を充実します。